

沖縄県国民保護協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県国民保護協議会条例（平成17年沖縄県条例34号）第7条の規定に基づき、沖縄県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理出席)

第2条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 代理者を出席させることができない委員は、会長を通じて、当該協議会に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。

(幹事の任期)

第3条 幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 幹事は、再任されることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の会長は、知事公室秘書防災統括監をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事会の会長が招集する。

4 幹事会の会議は、議事の内容に応じ、幹事会の会長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

(部会)

第5条 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定める。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 会長は、前項ただし書きの規定により公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、会議の公開の方法等については、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日付け総人第287号総務部長通知）に定めるところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、知事公室危機管理課（以下「危機管理課」という。）において処理する。

(会議録)

第8条 会長は、危機管理課の職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月10日から施行する。